

D 2 1 5 超音波検査（記録に要する費用を含む。）

【注の追加】

【新設】

D 2 3 5 - 3 長期脳波ビデオ同時記録検査（1日につき）

【注の追加】

しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

注2 区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフイー等検査及び区分番号D 2 2 0からD 2 2 3-2までに掲げる諸監視であって、シャトルウォーキングテストと同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

(追加)

注7 4のロについて、微小栓子シグナル（HITS/MES）の検出を行った場合は、150点を所定点数に加算する。

(新設)

D 2 1 5 - 3 超音波エラストグラフィー
200点
注 区分番号D 2 1 5 - 2に掲げる肝硬度測定を算定する患者については、当該検査の費用は別に算定しない。

(追加)

注 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場

D 2 3 8 脳波検査判断料

【注の追加】

(追加)

合に算定する。

注2 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

【注の追加】

(追加)

注3 遠隔脳波診断を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で行われた場合に限り算定する。この場合において、受信側の保険医療機関が脳波検査判断料1の届出を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において常勤の医師が脳波診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、脳波検査判断料1を算定することができる。

D 2 8 2 - 3 コンタクトレンズ検査料

【注の見直し】

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検